

板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2026（素案）
 に対するパブリックコメントの実施結果について

- 1 募集期間 令和5年11月18日（土）～12月4日（月）【17日間】
- 2 周知方法
 ・広報いたばし（11月18日号）
 ・区ホームページ
 ・「パブリックコメント等区民参加情報配信制度」登録者への情報配信
 ・AIP推進協議会など、所管課関連会議での周知
- 3 件数 18件／9名
- 4 意見概要と区の考え方

No	項目	意見概要	区の考え方
1	総論	この計画の良い点は、保健政策と社会政策を合わせた計画の構成である。高齢者の「保健福祉」に、介護予防を含めた「保険」が加わることで、更なる人の向上・支援が可能となっており、時代に対応した合理的な計画となっている。 また、個人・地域・区に分けて立てられた計画の目標についても、それぞれが保健政策、社会政策、行政管理政策に対応しており、バランス良く連携が図られ、大変合理的である。	ご意見ありがとうございます。ご期待に沿えるよう、着実に取組を進めてまいります。
2	総論	A Iを中心とした次世代技術の活用への配慮を希望する。A I創薬や知能ロボット、ビッグデータ処理などの新技術の健全な導入への配慮をしていただきたい。	少子高齢化が進んでいく中で、医療・介護の需要増が見込まれており、今後A I技術も進展していくものと想定されますので、将来的には、健康寿命の延伸などに寄与するA I技術の導入に関しても検討してまいります。
3	総論	D X戦略について、事業所から提出される申請書のみならず、利用者（高齢者）から提出される各種申請書も然り、基本的に紙の申請書は全廃する勢いで取り組んでほしい。 介護保険の認定申請書を区のホームページ等から申請可能にすることは技術的にもセキュリティ的にも難度は高くないと思う。 また、高齢者向けのスマートフォン教室などで申請方法を話題に取り上げれば、より実践的な内容になり、電磁的方法を導入することで、行政機関職員の業務負担も減ると思う。	区では、現在、D X戦略の観点から「行政手続きのオンライン化」や「新しい電子申請システム」などの活用を通じ、行政手続きの利便性向上や行政運営の効率化を図るための取組を推進しております。 電子申請の更なる施策展開については、ご意見にある方策を含め、検討を進めてまいります。 また、スマートフォン教室等については、高齢者の方に基本的操作を覚えていただくことにより、I C Tスキルの向上をめざしております。 高齢者におけるスマートフォンなどの情報機器や電子申請の普及状況や参加者の状況などに応じて、より実践的な内容の取組を検討していきたいと考えております。

No	項目	意見概要	区の考え方
4	基本理念と施策体系	<p>介護予防支援業務のケアプラン・マネジメント帳票について、A マネジメント、B マネジメント、C マネジメント、介護予防支援計画書と4つの帳票を扱うため、帳票の種類を減らすことはできないか。</p> <p>また、東京都様式のB票の一部を省略するなど簡素化することはできないか。</p>	<p>帳票の簡素化については、事務負担軽減の重要な要素であることから、区としても、帳票の電子化を含めた総合的な事務の見直しの中で対応を検討してまいります。</p>
5	基本理念と施策体系	<p>介護予防支援業務における毎月のモニタリングは、訪問や電話以外に家族からの聴取や事業所からの報告で読み替えられないか。</p> <p>また、利用者の健康状態やサービスの利用状況等に配慮し、モニタリング期間を延長できないか。</p>	<p>介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントについては、介護保険法、国の定める運営基準や国通知に基づいて実施しております。そのため、区独自の基準を設定することは考えていません。</p> <p>現在、国において、地域包括支援センターの負担軽減についての検討がなされており、その動向を踏まえ、対応してまいります。</p>
6	基本理念と施策体系	<p>区分変更申請について、1日が閉庁日でも変更申請を受理できる仕組みはできないか。</p>	<p>区分変更申請については介護保険制度の趣旨を鑑み、今後の取扱いについて検討してまいります。なお、現在でもマイナポータルからの電子申請については、申請データの受領日を受付日としており、閉庁日であっても同様の取扱いであるため、ご活用ください。</p>
7	施策の展開	<p>地域包括支援センターの圏域ごとに認定者数のばらつきがあるため、認定者数によって介護予防支援事業を担当する人員基準を新たに設けていただきたい。</p>	<p>介護予防支援事業を行う人員については、介護保険法、国の定める運営基準及び介護報酬に基づいて実施しているため、現時点で区独自の基準を設ける考えはありません。</p> <p>ただし、地域包括支援センター職員の負担が増大している現状を踏まえ、他区へ調査を行うなど、地域包括支援センター全体の業務における適正な職員配置について、検討を進めてまいります。</p>
8	施策の展開	<p>3職種が担当するプラン数の制限をし、3職種が担当すべき包括支援事業を本業務としていただきたい。地域包括支援センター内で包括支援事業と介護予防支援事業の業務のすみ分けを進めることが必要であるとする。</p>	<p>3職種が担当するプラン数については、国における次期制度改正の動向を踏まえつつ、より円滑な地域包括支援センターの事業運営を図る観点から、対応を検討してまいります。</p>
9	施策の展開	<p>P85に記載のある地域包括支援センター職員への負担増加への対応策の一つとして「情報システムの導入等も視野に入れながら…」とあるが、「情報システム」が、具体的に何を指すのか分かりづらい。</p>	<p>情報システムの導入については、区と地域包括支援センター間の情報連携及び双方の事務の効率化を図るためのシステム導入を意図しています。</p> <p>ご指摘を踏まえ、より伝わりやすいものなるよう表現を修正いたしました。</p>

No	項目	意見概要	区の考え方
10	施策の展開	板橋区主任介護支援専門員協議会としては、区が分析している主任介護支援専門員の課題等も情報共有しながら、区と連携していきたい。	区では、介護サービス事業所調査などの調査結果を踏まえ、主任介護支援専門員の人材確保が困難な状況にあること、書類作成などの事務負担が大きいことなどを課題として認識しています。区としても、これらの課題解決を図るため、区と関係機関との連携が重要であると考えております。
11	施策の展開	主任介護支援専門員のケアマネジメント力向上と併せて、ケアマネ不足の課題解決に向けた取組（スーパービジョンやファシリテーションを、主任介護支援専門員となり、行えるようになる仕組みづくり）が急務ではないか。	計画書に記載しているとおり、板橋区主任介護支援専門員協議会と連携・協働し、包括的・継続的ケアマネジメントが実践できる体制づくりを支援してまいります。 また、研修・連絡会等の充実により、介護支援専門員が主任介護支援専門員となり、スーパービジョンやファシリテーションが行なえるような仕組みづくりを進めてまいります。
12	施策の展開	おとしより保健福祉センター内に主任介護支援専門員を配置してはどうか。	区では、19か所の地域包括支援センターを設置し、それぞれに主任介護支援専門員を配置しており、より地域に身近なところで支援の充実を図っています。 一方、おとしより保健福祉センターは、各地域包括支援センターを統括し、区全体の地域包括ケアを推進する拠点であり、主任介護支援専門員の配置はしていませんが、センター間のネットワークによる連携や研修等による支援の充実を図っているところです。今後も主任介護支援専門員を配置する予定はありませんが、ご意見の趣旨を踏まえ、各地域包括支援センターの主任介護支援専門員が地域で十分な支援ができるよう、機能強化に取り組んでまいります。
13	施策の展開	介護サービス従事者勤続表彰事業が令和5年度で終了となっている。 人材定着支援事業として介護サービス従事者表彰事業の継続をお願いするとともに、せめて、いきなり令和5年度で終了ではなく、あと数年で表彰対象の方々について考慮頂きたい。 (同様の意見が、他1件あり)	区では、介護人材の確保・定着を喫緊の課題であると認識しており、区が実施した介護サービス事業所調査において、区に求める人材確保や負担軽減策として、「資格取得時の費用補助の充実」を求める回答が多かったことなどを踏まえ、本事業の見直しを進めてまいりました。 頂戴したご意見を踏まえ、事業全体の枠組みの中で検討した結果、本事業を人材定着支援事業の一事業として位置づけ、実施してまいります。
14	施策の展開	P85に記載のある地域包括支援センターの機能強化について、機能強化していくためには、居宅介護支援事業所への介護予防支援業務の委託が不可欠であると考えますが、近年介護支援事業所が委託を受けられない現状がある。そのため、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとの連携体制について、具体的な取組について記載してはどうか。	介護人材不足等の問題により、居宅介護支援事業所が介護予防支援業務を受け入れることが難しい現状は、区としても認識しております。 地域包括支援センターがより円滑な事業運営ができるよう、国の次期制度改正の動向を注視しつつ、対応を検討してまいります。

No	項目	意見概要	区の考え方
15	施策の展開	<p>次期計画において、地域包括支援センターの受託内容について、検討をお願いしたい。</p> <p>一体的な受託ではなく、事業毎の受託が出来るようになるか、予防給付等を居宅介護支援事業所にも、区が委託できるように改正を希望する。</p>	<p>包括的支援事業は地域において一体的に実施するものであり、事業ごとに委託するのは、地域包括支援センターの設置目的からして適切ではないと考えています。</p> <p>介護予防支援業務については、地域包括支援センターの委託契約において、区の指定を受けることを必須としておりますが、地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に介護予防支援事業及び予防ケアマネジメントの一部を委託することが可能となっております。</p> <p>現在、国において、地域包括支援センターの負担軽減についての検討がなされており、区としても、国の動向を踏まえ、対応を検討してまいります。</p>
16	施策の展開	<p>「医療・介護連携」の分野について、今年度、医療機関のソーシャルワーカー（SW）の方々との懇話会が開催されて、大変有意義であった。継続してこのような機会を設けて頂けると有難い。</p>	<p>区では、平成28年度より、在宅療養ネットワーク懇話会を開催しており、板橋区の医療・介護関係者等が顔のみえる関係を作りながら、お互いの業務の現状を把握し、ともに検討するなど、多職種による連携体制の充実・強化に取り組んでいます。</p> <p>今後も同懇話会の開催を続けることで、多職種による連携体制をより一層深めてまいります。</p>
17	施策の展開	<p>介護保険事業者サービスについて、どの施設も経営が悪化している。物価高騰での支出増や、人材難からの採用経費も高くなっており、今後も社会情勢の変動に合わせた財政支援をお願いしたい。</p>	<p>物価高騰対策については、介護事業者の安定的な事業運営のため、国に財政措置等、必要な支援を講じるよう、全国市長会を通じて、要望を出しています。</p> <p>また、現在実施している物価高騰対策等の財政支援については、社会情勢や国からの財源交付の状況等を鑑みて、実施の有無を判断してまいります。</p>
18	施策の展開	<p>「介護のしごと」について、子どもたちの理解が深まるように、小学生や中学生の職場体験が気軽にできるような行政からの働きかけをお願いしたい。</p>	<p>介護人材の確保にあたっては、ご指摘の方策を含め、人材の裾野を拡げる取組が重要であると考えております。今後とも継続的に介護職についての情報発信や働きかけの在り方を検討してまいります。</p>